平成２９年（フ）第６７８号
京都市中京区富小路通夷川上る大炊町361番地３
債務者　木場　千晶
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９６４号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地33―301、前住所京都府宇治市五ケ庄福角75番地　プレジール安井201号
債務者　瀧野　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０８号
京都市西京区樫原久保町30番地の９、前住所香川県木田郡三木町大字平木1079番地43
債務者　野々村泰彰
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３０号
京都市山科区大宅桟敷５番地17　ダイヤモンドパレス204
債務者　澤田　　剛
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
大分市下郡南５丁目17番16号
債務者　岡本　年子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１３号
大分県別府市野口中町５番24号　メゾン野口中町406号
債務者　二神　初江
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１５号
大分市高松東２丁目４番18―401号（インスペクション高松）
債務者　諫山　愛美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１７号
大分県別府市大字南立石2169番地の89　メゾン南荘園202号
債務者　大野　久美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１８号
金沢市示野町18番地３
債務者　寺西　道代
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２号
愛媛県南宇和郡愛南町麦ケ浦54番地
債務者　坂井　　孝
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２５３号
和歌山県有田郡有田川町大字奥1001番地10
債務者　野﨑あや子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６１号
和歌山市西浜１丁目６番40号　１―１―103
債務者　九野　静子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６４号
和歌山県岩出市曽屋335番地の９
債務者　髙山奈々美
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６８号
和歌山市中237番地７
債務者　原　　勇紀
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７０号
和歌山市栄谷60番地　県営住宅栄谷団地３―１―50、前住所和歌山県海南市日方1285番地
債務者　出口　浩子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４２０号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目34番10―101号　市営高丘団地Ｓ１棟
債務者　古田　葉末
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
青森市長島４丁目18番16号　第５コーポ小笠原３号
債務者　平野　裕正
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係